

(1) 昭和村の政治のしくみ

村の人びとの願いには、道路をよくしてほしい、お年寄りの施設をつくってほしいなど、いろいろなものがあげられます。村の政治は、これらの願いをかなえるために議会と村長を中心にして行われています。昭和村の政治のしくみは、次のように地方自治法に定められています。

執行機関

村の最高責任者は村長です。村長の下には、政治面で村長を助ける「助役」、財政面を担当する「収入役」がいます。村長は村民の直接選挙で選ばれます。助役と収入役は村長が決め、議会の承認を得て任命されます。村長・助役・収入役のもとに役場で働く地方公務員がいます。

行政委員会

執行機関から独立して専門的に政治にたずさわる行政委員会があり、村民にたいする公平な政治を心がけています。行政委員会には教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員会があります。

議決機関

議決機関というのは、村の議会のことです。議会の議員は、村民の直接選挙で選ばれますから、村長と対等の立場に立って政治にたずさわることができます。議員は12人います。議会は議長、副議長、委員会をおき、本会議で議決する、国会と同じしくみです。議会は、年4回の定例会を開いて、村長よりだされた事業計画や予算を検討・承認したり、条例（村のきまり）を決めたりします。議会は原則として公開されます。ですから、昭和村の政治について関心のある人は議会を傍聴してほしいと思います。